

## 教育職員免許法第6条別表第8による取得

所有免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で隣接校種の免許状を取得する場合

### (1) 単位の修得時期

基礎となる免許状を取得した後に修得する必要があります。

※基礎となる免許状を取得する前に修得した単位は使用できません。

### (2) 単位を修得する大学等

取得する免許状の校種・教科についての認定課程を有する大学や、別表第8で使用可能な科目として開講している認定講習等

### (3) 在職年数について

基礎となる免許状を取得した後に、免許法別表第8に規定する学校種・教科の教員として勤務した  
在職年数が対象です。

なお、必要な在職年数は、取得しようとする免許状の種類によって異なりますので、詳細は「(4) 最低修得単位数等」を確認してください。

※非常勤講師としての勤務期間がある場合、週当たり10時間以上勤務していれば常勤と同様とし、  
週当たりの勤務時間が10時間未満の場合、週10時間を基準として按分して計算します。

例：週当たり5時間で1年勤務 ⇒  $5\text{時間} / 10\text{時間} \times 1\text{年} = 0.5\text{年}$ と換算

週当たり6時間で4年勤務 ⇒  $6\text{時間} / 10\text{時間} \times 4\text{年} = 2.4\text{年}$ と換算

### (4) 最低修得単位数等

取得する免許状の種類に応じて、最低修得単位数等の欄よりご確認ください。

取得する免許状	基礎となる免許状	最低修得単位数等
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	<a href="#">【A】別表8(小⇒幼二)</a>
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	<a href="#">【B】別表8(幼⇒小二)</a>
	中学校教諭普通免許状	<a href="#">【C】別表8(中⇒小二)</a>
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	<a href="#">【D】別表8(小⇒中二)</a>
	高等学校教諭普通免許状	<a href="#">【E】別表8(高⇒中二)</a>
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)	<a href="#">【F】別表8(中⇒高一)</a>

※取得できる免許状は、幼稚園、小学校、中学校は二種免許状のみ、高等学校は一種免許状のみです。

【A】別表8（小 ⇒ 幼二）

□ 免許状取得に必要な在職年数

（ア）最低在職年数

小学校教諭普通免許状取得後の、以下に掲げる学校・園における在職年数が必要。

学校・園	職	在職年数
小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園 特別支援学校の幼稚部又は小学部、 義務教育学校の前期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、 教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育 教諭または講師	3年

（イ）単位軽減のための在職年数 ※小学校教諭普通免許状取得後の在職年数に限る

上記の「3年」の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、下記に掲げる学校・園における教員としての在職年数（1年以上）がある場合、必要単位数が軽減される。

- ・幼稚園
- ・幼保連携型認定こども園
- ・特別支援学校の幼稚部

□ 最低修得単位数

小学校教諭普通免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

取得する免許状		幼稚園教諭二種免許状	
基礎となる免許状		小学校教諭普通免許状	
在職年数	（ア）最低在職年数	3年	3年
	（イ）単位軽減のための在職年数	0年	+1年
修得単位	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）*	6単位	3単位

\* 保育内容の指導法は、5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）から任意のものを選択

【B】別表8（幼 ⇒ 小二）

□免許状取得に必要な在職年数

（ア）最低在職年数

幼稚園教諭普通免許状取得後の、以下に掲げる学校・園における在職年数が必要。

学校・園	職	在職年数
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校 特別支援学校の幼稚部又は小学部 義務教育学校の前期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、 教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育 教諭または講師	3年

（イ）単位軽減のための在職年数 ※幼稚園教諭普通免許状取得後の在職年数に限る

上記の「3年」の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、下記に掲げる学校における教員としての在職年数（1年～2年）がある場合、必要単位数が軽減される。

- ・小学校 ・特別支援学校の小学部 ・義務教育学校（前期課程及び後期課程いずれも可）
- ・学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校

□最低修得単位数

幼稚園教諭普通免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

取得する免許状		小学校教諭二種免許状			
基礎となる免許状		幼稚園教諭普通免許状			
在職年数	（ア）最低在職年数	3年	3年	3年	
	（イ）単位軽減のための在職年数	0年	+1年	+2年	
修得単位	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※1	10単位	7単位	5単位	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1単位	1単位	1単位
		生徒指導の理論及び方法	2単位	2単位	1単位 ※2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的知識を含む。）の理論及び方法			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
計		13単位	10単位	7単位	

※1 各教科の指導法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語のうち（生活は不可）、修得すべき単位数に応じて、下記表の①から③のいずれかの方法で単位を修得すること。

	10単位の場合					7単位の場合					5単位の場合				
	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E
①						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
②	2	2	2	2	2	2	2	2	1	-	2	1	1	1	-
③						2	2	2	1	-	2	2	1	-	-

※2 生徒指導、教育相談、進路指導の全ての事項が含まれていなければならない。（全ての事項を含むためには、最低修得単位以上の単位を修得しなければならない場合があることに注意して、履修すること。）

【C】別表8（中 ⇒ 小二）

■ 免許状取得に必要な在職年数

（ア）最低在職年数

中学校教諭普通免許状取得後の、以下に掲げる学校における在職年数が必要。

学校	職	在職年数
小学校、中学校、特別支援学校の小学部又は中学部、義務教育学校、中等教育学校の前期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師	3年

（イ）単位軽減のための在職年数 ※中学校教諭普通免許状取得後の在職年数に限る

上記の「3年」の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、下記に掲げる学校における教員としての在職年数（1年～2年）がある場合、必要単位数が軽減される。

- ・小学校 ・特別支援学校の小学部 ・義務教育学校（前期課程及び後期課程いずれも可）
- ・学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校

■ 最低修得単位数

中学校教諭普通免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

取得する免許状		小学校教諭二種免許状			
基礎となる免許状		中学校教諭普通免許状			
在職年数	（ア）最低在職年数	3年	3年	3年	
	（イ）単位軽減のための在職年数	0年	+1年	+2年	
必要単位数	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※1	10単位	7単位	5単位	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2単位	2単位	1単位 ※2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的知識を含む。）の理論及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
計	12単位	9単位	6単位		

※1 各教科の指導法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語のうち、所有する中学校免許状の免許教科に相当する教科を除いて、下記表の①から③のいずれかの方法で単位を修得すること。

	10単位の場合					7単位の場合					5単位の場合				
	教科	教科	教科	教科	教科	教科	教科	教科	教科	教科	教科	教科	教科	教科	
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
①						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
②	2	2	2	2	2	2	2	2	1	-	2	1	1	1	-
③						2	2	2	1	-	2	2	1	-	-

※2 生徒指導、教育相談、進路指導の全ての事項が含まれていなければならない。（全ての事項を含むためには、最低修得単位以上の単位を修得しなければならない場合があることに注意して、履修すること。）

【D】別表8（小 ⇒ 中二）

□免許状取得に必要な在職年数

（ア）最低在職年数

小学校教諭普通免許状取得後の、以下に掲げる学校における在職年数が必要。

なお、中学校等における在職年数は、取得しようとする教科に係るものに限る。

学校	職	在職年数
小学校、中学校、特別支援学校の小学部又は中学部、義務教育学校、中等教育学校の前期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師	3年

（イ）単位軽減のための在職年数 ※小学校教諭普通免許状取得後の在職年数に限る

上記の「3年」の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、下記に掲げる学校における教員としての在職年数（1年～3年）がある場合、必要単位数が軽減される。

- ・中学校 ・特別支援学校の中学部
- ・義務教育学校（前期課程及び後期課程いずれも可） ・中等教育学校（前期課程及び後期課程いずれも可）
- ・学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校
- ・学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校

□最低修得単位数

小学校教諭普通免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

取得する免許状		中学校教諭二種免許状				
基礎となる免許状		小学校教諭普通免許状				
在職年数	（ア）最低在職年数	3年	3年	3年	3年	
	（イ）単位軽減のための在職年数	0年	+1年	+2年	+3年	
修得単位	教科に関する専門的事項に関する科目 ※1	10単位	7単位	5単位	5単位	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	2単位	2単位	1単位	1単位	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2単位	2単位	2単位	1単位 ※3
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的知識を含む。)の理論及び方法				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
計		14単位	11単位	8単位	7単位	

※1 教科に関する専門的事項に関する科目は、受けようとする免許状の教科の種類に応じ、次頁の【表】に従って各科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。

※2 各教科の指導法は、受けようとする免許教科の指導法を修得すること。

※3 生徒指導、教育相談、進路指導の全ての事項が含まれていなければならない。（全ての事項を含むためには、最低修得単位以上の単位を修得しなければならない場合があることに注意して、履修すること。）

【表】教科に関する専門的事項に関する科目の内訳

国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)</li> <li>・国文学(国文学史を含む。)</li> <li>・漢文学</li> <li>・書道(書写を中心とする。)</li> </ul>	社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本史・外国史</li> <li>・地理学(地誌を含む。)</li> <li>・「法律学、政治学」</li> <li>・「社会学、経済学」</li> <li>・「哲学、倫理学、宗教学」</li> </ul>	数学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代数学</li> <li>・幾何学</li> <li>・解析学</li> <li>・「確率論、統計学」</li> <li>・コンピュータ</li> </ul>
理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学</li> <li>・化学</li> <li>・生物学</li> <li>・地学</li> <li>・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験</li> </ul>	音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソルフェージュ</li> <li>・声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)</li> <li>・器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)</li> <li>・指揮法</li> <li>・音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)</li> <li>・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)</li> </ul>	英語◇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語学</li> <li>・英語文学</li> <li>・英語コミュニケーション</li> <li>・異文化理解</li> </ul>
				宗教	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教学</li> <li>・宗教史</li> <li>・「教理学、哲学」</li> </ul>
美術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵画(映像メディア表現を含む。)</li> <li>・彫刻</li> <li>・デザイン(映像メディア表現を含む。)</li> <li>・工芸</li> <li>・美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)</li> </ul>	家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)</li> <li>・被服学(被服実習を含む。)</li> <li>・食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)</li> <li>・住居学</li> <li>・保育学</li> </ul>	保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生理学・栄養学</li> <li>・衛生学・公衆衛生学</li> <li>・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)</li> </ul>
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育実技</li> <li>・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)</li> <li>・生理学(運動生理学を含む。)</li> <li>・衛生学・公衆衛生学</li> <li>・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)</li> </ul>			技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料加工(実習を含む。)</li> <li>・機械・電気(実習を含む。)</li> <li>・生物育成</li> <li>・情報とコンピュータ</li> </ul>

※(〇〇を含む。)の科目は( )書きの内容を必ず含めて修得すること。

※「 」に表示された教科に関する科目は、当該教科に関する科目の1以上にわたって修得すること。

◇英語以外の外国語については、それぞれ英語の例により修得すること。

【E】別表8（高 ⇒ 中二）

□免許状取得に必要な在職年数

（ア）最低在職年数

高等学校教諭普通免許状取得後の、以下に掲げる学校における在職年数が必要。

なお、取得しようとする免許状の教科（又は相当教科）に係るものに限る。

学校	職	在職年数
中学校、高等学校、特別支援学校の中学部 又は高等部、中等教育学校、義務教育学校 の後期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を つかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、 教諭又は講師	3年

（イ）単位軽減のための在職年数 ※高等学校教諭普通免許状取得後の在職年数に限る

上記の「3年」の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、下記に掲げる学校における教員としての在職年数（1年～2年）がある場合、必要単位数が軽減される。

- ・中学校 ・特別支援学校の中学部
- ・義務教育学校（前期課程及び後期課程いずれも可） ・中等教育学校（前期課程及び後期課程いずれも可）
- ・学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校
- ・学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校

□最低修得単位数

高等学校教諭普通免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

取得する免許状		中学校教諭二種免許状			
基礎となる免許状		高等学校教諭普通免許状			
在職年数	（ア）最低在職年数	3年	3年	3年	
	（イ）単位軽減のための在職年数	0年	+1年	+2年	
必要単位数	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※1	2単位	1単位	1単位	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1単位	1単位	1単位
		生徒指導の理論及び方法	2単位	1単位	1単位
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的知識を含む。)の理論及び方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
大学が独自に設定する科目 ※3	4単位	3単位	2単位		
計		9単位	6単位	5単位	

※2

※1 各教科の指導法は、取得する免許教科の指導法を修得すること。

※2 生徒指導、教育相談、進路指導の全ての事項が含まれていなければならない。（全ての事項を含むためには、最低修得単位以上の単位を修得しなければならない場合があることに注意して、履修すること。）

※3 大学が独自に設定する科目の修得に当たっては、取得する免許状の教科が、国語、社会、理科、美術、技術のいずれかの場合には、必ず裏面【表】の科目を含めて単位を修得すること。

【表】「大学が独自に設定する科目」として必ず修得しなければならない科目と単位

大学が独自に設定する科目			4単位の場合	3単位の場合	2単位の場合
所有する高等学校免許状の教科	取得する中学校免許状の教科	「大学が独自に設定する科目」として必ず修得しなければならない科目			
国語	国語	書道(書写を中心とする。)	1単位以上	1単位以上	1単位以上
地理歴史	社会	「法律学、政治学」	1単位以上	1単位以上	2以上の科目についてそれぞれ1単位以上で計2単位以上
		「社会学、経済学」	1単位以上	1単位以上	
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上	1単位以上	
公民	社会	日本史・外国史	1単位以上	1単位以上	1単位以上
		地理学(地誌を含む。)	1単位以上	1単位以上	1単位以上
数学	数学				
理科	理科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1単位以上	1単位以上	1単位以上
音楽	音楽				
美術	美術	工芸	1単位以上	1単位以上	1単位以上
保健体育	保健体育				
保健	保健				
工業	技術	材料加工(実習を含む。)	1単位以上	1単位以上	1単位以上
情報		生物育成 1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上
家庭	家庭				
英語◇	英語◇				
宗教	宗教				

※大学が独自に設定する科目については、取得する免許教科ごとに上記の科目を必ず含むこと。

空欄の場合(上記必要科目を修得してなお不足単位がある場合を含む)は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得すること。

※(〇を含む。)の科目は( )書きの内容を必ず含めて修得すること。

※「 」に表示された教科に関する科目は、当該教科に関する科目の1以上にわたって修得すること。

◇英語以外の外国語については、それぞれ英語の例により修得すること。

【F】別表8（中一・中専 ⇒ 高一）

□免許状取得に必要な在職年数

（ア）最低在職年数

中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く）取得後の、以下に掲げる学校における在職年数が必要。  
なお、取得しようとする免許状の教科（又は相当教科）に係るものに限る。

学校	職	在職年数
中学校、高等学校、特別支援学校の中学部 又は高等部、中等教育学校、義務教育学校 の後期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を つかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、 教諭又は講師	3年

（イ）単位軽減のための在職年数 ※中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く）取得後の在職年数に限る

上記の「3年」の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、下記に掲げる学校における教員としての在職年数（1年～2年）がある場合、必要単位数が軽減される。

- ・高等学校 ・特別支援学校の高等部 ・中等教育学校（前期課程及び後期課程いずれも可）
- ・学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校

□最低修得単位数

中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く）取得後に、以下の単位を修得すること。

取得する免許状		高等学校教諭一種免許状			
基礎となる免許状		中学校教諭普通免許状 （二種免許状を除く）			
在職年数	（ア）最低在職年数	3年	3年	3年	
	（イ）単位軽減のための在職年数	0年	+1年	+2年	
必要単位数	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※1	2単位	1単位	1単位	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2単位	2単位	1単位 ※2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的知識を含む。）の理論及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
大学が独自に設定する科目 ※3	8単位	6単位	4単位		
計		12単位	9単位	6単位	

※1 各教科の指導法は、取得する免許教科の指導法を修得すること。

※2 生徒指導、教育相談、進路指導の全ての事項が含まれていなければならない。（全ての事項を含むためには、最低修得単位以上の単位を修得しなければならない場合があることに注意して、履修すること。）

※3 大学が独自に設定する科目の修得に当たっては、取得する免許状の教科が、地理歴史、公民、工業、情報いずれかの場合には、必ず次頁の【表】の科目を含めて単位を修得すること。

【表】「大学が独自に設定する科目」として必ず修得しなければならない科目と単位

大学が独自に設定する科目			8単位の場合	6単位の場合	4単位の場合
所有する中学校免許状の教科	取得する高等学校免許状の教科	「大学が独自に設定する科目」として必ず修得しなければならない科目			
国語	国語				
社会	地理歴史	日本史	1以上の科目について 1単位以上	1以上の科目について 1単位以上	1以上の科目について 1単位以上
		外国史			
		人文地理学・自然地理学			
		地誌			
社会	公民	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1以上の科目について 1単位以上	1以上の科目について 1単位以上	1以上の科目について 1単位以上
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」			
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」			
数学	数学				
理科	理科				
音楽	音楽				
美術	美術				
保健体育	保健体育				
保健	保健				
技術	工業	工業の関係科目	2単位以上	2単位以上	2単位以上
		職業指導	2単位以上	2単位以上	2単位以上
技術	情報	情報システム	1単位以上	1単位以上	1単位以上
		情報通信ネットワーク	1単位以上	1単位以上	1単位以上
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	1単位以上	1単位以上	1単位以上
家庭	家庭				
英語 ◇	英語 ◇				
宗教	宗教				

※大学が独自に設定する科目については、取得する免許教科ごとに上記の科目を必ず含むこと。

空欄の場合（上記必要科目を修得してなお不足単位がある場合を含む）は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得すること。

※（〇〇を含む。）の科目は（ ）書きの内容を必ず含めて修得すること。

※「 」に表示された教科に関する科目は、当該教科に関する科目の1以上にわたって修得すること。

◇英語以外の外国語については、それぞれ英語の例により修得すること。